

## 香川県外国人介護人材受入促進事業 Q & A

	<b>【共通事項】</b>
Q1	申請すれば必ず補助金は交付されるのでしょうか。
A1	交付決定は予算の範囲内で行います。予算を超える交付申請があった場合には、原則として先着順（ただし不備のない交付申請書等に限る）に交付決定します。
Q2	申請後に外国人介護職員が退職した場合も補助対象となりますか。
A2	退職前にすでに完了した経費であり、交付決定日～事業完了日までの日付の支出証拠書類が提出できれば補助対象となります。ただし、退職日までに発生（注文・契約・購入等）し、支出したものに限りします。
Q3	複数の事業所を経営する法人の場合は、事業所ごとに交付申請書を作成するべきですか。
A3	事業所ごとに作成してください。電子申請システムで申請する際も事業所ごとに別々に申請してください。
Q4	交付申請書には積算根拠書類を添付しなければならないですか。
A4	できる限り添付することが望ましいですが、見積書が取れない経費や、謝金等の規定がない場合など、添付できない場合はその限りではありません。ただし、実績報告書には、交付決定日～事業完了日までの日付の支出証拠書類を全ての経費について添付してください。なお、雇用予定人数に変動が見込まれる場合は予定人数で交付申請してもかまいません。

	<p><b>【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】</b></p> <p>〈外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組〉</p>
Q5	<p>監理団体等が入国前・入国後に実施する日本語や生活支援の研修・指導費用を事業所が負担する場合は対象となりますか。</p>
A5	<p>対象となります。（施設職員・監理団体等職員の渡航費用等は対象外）</p>
Q6	<p>外国人介護職員の日本語学習について、zoom や skype を活用したオンラインによる学習も補助対象になりますか。</p>
A6	<p>対象となります。</p>
Q7	<p>オンラインによる外国人介護職員とのコミュニケーション、研修、日本語学習を実施するため、または翻訳機とするために購入するタブレット端末・PC 等の購入費用は補助対象となりますか。</p>
A7	<p>対象となります。ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、本事業の補助目的に使用するよう留意してください。（補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫してください。）</p>
	<p>〈外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組〉</p>
Q8	<p>経済連携協定（EPA）により入国した介護福祉士候補者は対象としてよいですか。（外国人介護人材受入施設等環境整備事業全般）</p>
A8	<p>事業の趣旨が重複するため、原則として外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業対象者は外国人介護人材受入施設等環境整備事業の対象外とします。（国際厚生事業団の就労前研修も対象外）趣旨が重複しないメンタルケア等の経費で交付申請したい場合は要相談となります。</p>
Q9	<p>日本語能力試験等の受験料や会場までの外国人介護人材の旅費は補助対象となりますか。</p>
A9	<p>対象となります。</p>
Q10	<p>日本語能力試験等に付き添いとして同行する施設職員の旅費は補助対象となりますか。</p>
A10	<p>対象となりません。</p>

	<p>〈外国人介護職員の生活支援に必要な取組・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費〉</p>
Q11	<p>「メンタルヘルスケアに必要な経費」とは何ですか。</p>
A11	<p>外国人介護人材を対象としたカウンセリングに要した費用や外国人介護人材及び指導担当者等がメンタルケアに係る講習に参加した場合の経費が想定されています</p>
Q12	<p>自転車や家具家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入費、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱費、寮の修繕費など生活に必要な経費は補助対象となりますか。</p>
A12	<p>自転車や家具家電の購入費及びその修繕費は対象となります。（他の事業と重複する場合は対象外）アパート賃借料・アパート光熱費等は対象となりません。修繕費については備品の修繕費に限ります。</p>
Q13	<p>外国人介護職員を含む職員間または地域との親睦を深めるための交流会について、食糧費は補助対象となりますか。</p>
A13	<p>食糧費は軽易な茶菓子代のみ対象となります。</p>

	<p><b>【外国人介護人材雇用支援事業】</b></p>
Q14	<p>交付決定日前に採用活動や入国準備をしていた場合、事前着手にあたり一切の補助を受けられないのですか。</p>
A14	<p>補助対象とする経費の発生及び支出証拠書類の日付が交付決定日～事業完了日の日付であれば補助対象とします。例えば、入国渡航費用の場合、実際の渡航日及び支出証拠書類の日付が交付決定日～事業完了日の日付であれば、交付決定前に入国準備をしても補助対象とします。（その場合交付決定日前に発生した入国準備費用は対象外です。）雇用支援事業は外国人介護人材を新たに雇用する際に必要となる初期経費が対象となるので、今年度（交付決定日を含む年度）に入国する外国人介護人材及び来年度以降入国し、今年度準備費用等が発生した外国人介護人材を対象とします。</p>
Q15	<p>監理団体加盟金等はどこまでが対象となりますか。入国前・入国後に監理団体等が実施する日本語や生活支援の研修・指導費用を事業所が負担する場合は対象となりますか。</p>
A15	<p>外国人介護人材をあっせんする団体（非営利の監理団体・民間の営利団体の両方）の入会金・初期費用が対象となります。研修費用は外国人介護人材雇用支援事業ではなく外国人介護人材受入施設等環境整備事業の対象となります。監理団体等職員の現地訪問費用は対象外となります。</p>
Q16	<p>居住場所準備に要する費用は礼金及び手数料以外に何が対象となりますか。</p>
A16	<p>家具家電の購入費・修繕費は対象となります。（他の事業と重複する場合は対象外）アパート賃借料・アパート光熱費等は対象となりません。修繕費については備品の修繕費に限ります。外国人介護人材に配布する食糧費は原則として対象となりません。</p>